

静岡県告示第333号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	135号	下田市白浜字一色 85番の1地内	前	8.9~20.8	9.0
			後	11.8~23.7	9.0

=====

静岡県告示第334号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	135号	伊東市富戸字栗ノ木平 1096番の1から 伊東市富戸字松尾 1171番の12まで	前	12.4~26.4	406.7
			後	13.6~29.9	406.7

=====

静岡県告示第335号

令和3年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条

第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士裾野線	裾野市千福字繫橋 256番の4から	前	㊤ 8.2~16.0	285.0
				㊦ 10.2~17.0	276.0
		裾野市石脇字里道 112番の4まで	後	㊦ 10.2~17.0	276.0

備考 ㊤及び㊦は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

=====

静岡県告示第336号

令和3年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	裾野停車場線	裾野市平松字滝ノ窪 383番の6から 裾野市平松字滝ノ窪 385番の13まで	前	8.3~9.9	61.9
			後	—	—

=====

静岡県告示第337号

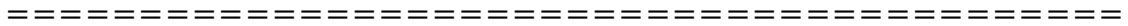
令和3年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	469号	富士宮市山宮字舟久保 370番の9から	前	25.0~60.7	175.0
		富士宮市山宮字宮内 404番の15まで	後	13.7~25.5	175.0



静岡県告示第338号

令和3年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	469号	富士宮市下稲子字堤上 1035番の5から	前	㊸ 3.4~28.8	340.3
県道	上稲子長貫線	富士宮市下稲子字東村山 367番の1まで		㊹ 10.5~28.8	340.3
一般国道	469号	富士宮市下稲子字東村山 322番の3から	前	㊺ 3.3~33.5	122.4
県道	上稲子長貫線	富士宮市下稲子字東村山 314番の4まで		㊻ 13.7~27.0	122.4

			後	㊦ 13.7～27.0	122.4
--	--	--	---	----------------	-------

備考 ㊦、㊧、㊨及び㊩は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

=====

静岡県告示第339号

令和3年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	焼津榛原線	焼津市下小杉字会下前 457番の2から 焼津市吉永字下川原 1127番の2まで	前	㊦ 4.5～17.0	2,103.4
		焼津市下小杉字会下前 457番の2から 焼津市吉永字下川原 1225番の4まで		㊧ 26.0～35.0	2,157.9
		焼津市吉永字下川原 1225番の4から 焼津市吉永字下川原 1127番の2まで	後	㊧ 26.0～35.0	2,157.9
		焼津市吉永字下川原 1225番の4から 焼津市吉永字下川原 1127番の2まで		㊨ 11.0～17.0	276.1

備考 ㊦、㊧及び㊨は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

=====

静岡県告示第340号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	伊久美元島田線	島田市大草字天王前 1番の4まで	前	8.4~11.1	50.0
		島田市落合字楠ヶ谷 386番の6まで	後	8.4~11.1	50.0

=====

静岡県告示第341号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川山梨線	掛川市吉岡字西村 1103番の23から	前	8.5~18.5	332.2
		掛川市吉岡字下ノ段 1395番の10まで	後	10.6~28.9	332.2

=====

静岡県告示第342号

令和3年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川山梨線	袋井市春岡字天白 853番の2から 袋井市上山梨字中川原 812番の6まで	前	㊤ 7.4~16.7	357.7
		袋井市春岡字天白 853番の4から 袋井市上山梨字中川原 809番の3まで	後	㊤ 16.0~17.0	318.6

備考 ㊤及び㊤は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。